

ジェトロ広州
2025年9月

2025年度深セン日系企業産業政策交流会 議事録

- ◆日時：2025年9月25日（木）14：30-16：30
- ◆場所：深セン市福田区皇崗路5001号深業上城オフィスビルA棟64階「都市クラウドリビングルーム」
- ◆主催：在広州日本国総領事館、ジェトロ広州事務所
深セン市投資促進局、深セン市人民政府外事弁公室
- ◆共催：深セン日本商工会
- ◆規模：合計約80名（日本側50名、中国側30名）

出席者：

日本側：在広州日本国総領事、深セン日本商工会会長ほか代表者、ジェトロ広州事務所長、深セン日本商工会会員企業など

深セン側：市投資促進局幹部、市政府関連部門幹部

◆次第（同時通訳）

- 14：00-14：30 受付
- 14：30-14：35 林 修泓・市投資促進局一級調研員による挨拶
- 14：35-14：40 貴島善子・在広州日本国総領事による挨拶
- 14：40-14：50 市投資促進局による深セン市の外商投資に関する政策の紹介
- 14：50-15：55 深セン市のビジネス環境改善に係る意見交換
- 15：55-16：00 岡田英治・ジェトロ広州事務所長による総括
- 16：00-16：30 自由交流

ポイント：

- 深セン日本商工会より、法定時間外の労働時間や、労働保険の納付基準、外国人居留証の有効期限の長期化、データセキュリティ関連問題、原産地規則、レアースの輸出規制措置など 12 の質問・要望を提出。
- 養老保険の納付基準に関しては、保険料算定基準としての「賃金総額」は、雇用主が毎月支給する労働報酬として解釈すべきであり、毎月支給されない手当、プロジェクト賞与、年末賞与、四半期賞与等の労働報酬は算定基準に含まれないという回答を得た（質問 2）。
- また、レアースの輸出制限について、認可までの期間が比較的長いという声が寄せられており、深セン商務部は既にこれら企業の関連の要望を商務部産業安全管理局に報告しており、現在、審査プロセスの最適化方法について検討中であり、近いうちに効率化への道筋が示されると確信しているとの説明あり（要望 7）。

一、労働時間管理について

<背景・課題>

中国国内の法定時間外労働時間は、1ヶ月あたり 36 時間を超えてはならないとなっているが、出稼ぎ労働者が多い深セン市を含む華南エリアでは、時間外労働による収入確保を目的に仕事をされる方が非常に多い。一部企業では、法定時間内での労働時間にて厳格に管理されているが、大半の企業は 1ヶ月あたり 36 時間を超えた労働時間になっている。

<要望・質問>

1. この現象に対し、市政府としてどのような施策を検討されているのか？
2. 企業側に対する生産性向上や従業員への生活保障手当などの施策を検討されているのか。

<参考用回答文>

<深セン市人材資源社会保障局からの回答> :

1. への回答

『中華人民共和国労働法』および『國務院の労働者就業時間に関する規定』などの法律法規は、労働者の労働時間と週当たりの労働日数について明確に定めている。労働者は 1 日 8 時間、週 40 時間を労働時間とし、週に少なくとも 1 日の休日を取得する権利を有する。雇用主が経営上の必要から労働時間を延長する場合は、労働組合及び労働者本人との協議の上で、労働者の健康確保の条件下において、1 日あたりの労働時間延長は 3 時間を超えてはならず、月計 36 時間を超えることはできない。

深セン市は、労働保障関連法規の徹底的な実施を推進し、企業に対し法に基づく雇用管理の適正化及び労働者の休息・休暇に関する合法的権益の保障を指導している。第一に、法知識の普及啓発を強化している。12333 並びに 12345 電話ホットライン、権威あるメディア、「深セン人社」公式 WeChat アカウント、法制講座等の多様なルートを通じて、労働時間と休息・休暇に関する法律規定の解説と周知を広く実施している。第二に、権利保護の窓口を整備している。ポータルサイト、WeChat 公式アカウント、宣伝パンフレット等の多角的な手段により、労働管理監督に関する相談電話、受付窓口、メールアドレスを社会に公表するとともに、「民意速辦」等のオンライン相談/通報ルートを積極的に宣伝、推進し、労働者が迅速に権利保護を求め得る環境を構築している。第三に、法執行の強化を図っている。定期巡回、重点検査、苦情・通報に基づく特別調査等の方式により、雇用主の労働時間及び休息・休暇規定の遵守状況に対する監督検査を強化し、労働者の休息・休暇に関する権益を法的に保障している。

今後も当市は、雇用主が法定残業時間を超える勤務を強要する等の違法行為について、労働保障監察の執行を一層強化し、労働時間と休息・休暇を特別執行行動の重点検査項目とし、労働者の休息・休暇に関する合法的権益の保障を継続的に推進していく。

2.への回答

深セン市人材資源社会保障局は、企業のニーズを持続的に注視し、高水準で大規模な総合採用活動を組織、実施する。さらに、大学新卒者向け政策雇用枠の規模を安定的に維持・拡大し、市場化就業ルートを拡大するとともに、職業指導、職業紹介、技能訓練、実習、インターンの提供サービスを強化し、就業支援サービスの質と効果を向上させる。新技術・新産業・新業態に焦点を当てた技能人材育成を的確に推進し、「技能で未来を拓く」大規模人材育成プロジェクトを推進する。多様な技能人材評価体系を構築し、技能人材の成長経路を広げ、現代化産業システムの技能基盤を強化し、多角的な措置を講じて企業の高品質発展を支援する。

二、養老保険料の納付基数について

<背景・課題>

「深セン経済特区社会養老保険条例」第10条には、労働者の毎月納付する基本養老保険料の納付基数は、その前月の月賃金の総額と定められている。また国家統計局が発表した「給与総額の構成に関する規定」第4条には、賞与が給与総額に含まれると明確に定められている。

企業の理解では、養老保険の納付基数は毎月固定的で支給される賃金を指し、年末賞与や四半期賞与は含まれない。しかし、一部従業員から、前述国家統計局の規定を引用し、春節前後に支給される年末賞与も月賃金に含まれるため、翌月の養老保険の納付基数の中に、年末賞与を含む必要があるという主張が出ている。

<要望・質問>

深セン市の社会保険料算定基準に賞与を含むか否かについて、正しい解釈を指導してほしい。

<参考用回答文>

<深セン市人材資源保障局からの回答> :

2015年9月、深セン市人民代表大会常務委員会事務局は、養老保険料算定基準に関する問題に対し『深セン経済特区社会養老保険条例』第43条において規定される養老保険料算定基準としての「賃金総額」は、雇用主が毎月支給する労働報酬として解釈すべきであり、毎月支給されない手当、プロジェクト賞与、年末賞与、四半期賞与等の労働報酬は算定基準に含まれない旨の公式見解を示している。

三、外国人居留証の有効期限の長期化について

＜背景・課題＞

深センは国際的なイノベーション都市として、多数の外国高度人材を蓄積している現状において、現行の外国人居留証の有効期間が、実際の勤務サイクルや科学プロジェクトの周期と一致しない状況が生じている。頻繁な更新手続きは、行政負担を増大させるのみならず、人材が深センに長期滞在する安定性にも影響を及ぼしている。

＜要望・質問＞

経済特区である深セン市には、外国人居留証の有効期限の長期化をお願いしたい。この措置は、深センの外資企業に対する吸引力を大幅に向上させ、外資企業による深セン市の経済活性化に寄与するものと考える。

＜参考用回答文＞

＜深セン市公安局からの回答＞：

『中華人民共和国出入国管理法』第41条により、外国人が中国国内で就業する場合、規定に従って就労許可及び就労類居留証を取得しなければならないと定められている。現行規定では、外国人が深センで就業するには、まず深セン市外国人専門家局に外国人就労許可を申請し、その後公安出入国管理部門に就労類居留証を申請する必要がある。また、就労類居留証の有効期間は、原則として外国人専門家局が発行する外国人就労許可の有効期間と一致する。したがって、外国人がより長い有効期間の就労類居留証を取得するためには、まず外国人専門家局に対し、有効期間がより長い就労許可の申請を行い、承認を得る必要がある。

国家移民管理局の優遇政策により、深センで就業する外国人が、連続2回にわたり1年以上の就労類居留証を申請し、かつ法令違反等がない場合、3回目の就労類居留証申請時に、有効期間5年以内の就労類居留証を申請することが可能である。ただし、就労類居留証の有効期間が、所持する就労許可の有効期間を超える場合、当該外国人は法令に従い、就労許可を速やかに更新し、就労許可と就労類居留証の両方が有効な状態を維持しなければならない。

＜深セン科学技術革新局（深セン外国人専門家局）からの回答＞

深セン科学技術革新局は国よりの授権を受け、深センで就業する外国人に対し、法令に基づき「外国人中国就労許可証」を審査発給している。国家規定により、外国人の中国での就労は分類管理制度を採用し、A類（外国高度人材）、B類（外国専門人材）、C類（その他外国人材）に区分され、各カテゴリーごとにより申請条件が異なり、取得可能な就労許可証の有効期間も異なる。**A類**は、中国の経済社会発展に急務な「高精尖缺（ハイレベル、精密、先端的、不足）」外国高度人材（具体的には、科技リーダー人材、国際企業家、特殊専門人材等）が対象となる。具体例としては、フォーチュン世界500強企業本部または技術研究開発主要メンバー、地域本部副総經理または技術研究開発責任者、あるいはハイテク

企業や国内外中型企業が採用した上級管理職・技術職等が含まれる。A類は3~5年有効の就労許可を申請可能で、年齢制限は適用されない。B類は、中国経済社会事業発展に緊急に必要な外国専門人材が対象となる。学士以上の学位と2年以上の関連職務経験を有する人材等が該当し、通常1年有効の就労許可を取得可能である。許可年齢の上限は中国法定定年年齢を超えないものとする。なお、全カテゴリーにおける就労許可証の有効期間は、パスポートの有効期間または労働契約の有効期間を超えることはできない。

近年、当局は外国人就労許可管理とサービスの最適化に継続的に取り組んでいる。主な取組みは以下の通りである：第一に、公安出入国管理部門と緊密に連携し、外国人総合サービス管理プラットフォームと外国人就労・在留事務サービスセンターを共同で設置し、全国に先駆けて外国人就労許可と就労居留許可のオンライン・オフライン「ワンストップ」手続きを実現した。申請者は1セットの書類を一回提出し、一回の申請で就労許可と居留許可の二つを同時に申請できる。第二に、外国専門家が集積する区・街道に複数の外国人就労許可サービスステーションを設置した。2024年には河套協力区にも新たにサービスステーションを設置し、政策相談、窓口受付、サービス連携などを提供している。第三に、2024年12月より外国人就労許可証と社会保障カードの「証卡融合」改革を実施し、就労許可情報を社会保障カードに読み込み、就労許可情報照会、社会保障、医療機関受診や医薬品購入等の多機能統合型サービスカードの運用を開始している。第四に、積極的に地方における外国籍「高精尖缺」人材認定基準改革の試行を展開し、外国籍「高精尖缺」人材の認定範囲を拡大し、地方人材サービス保障体系に組み入れるよう推進し、条件に合致する外国籍高度人材の中国におけるイノベーションや起業に対する利便性を提供している。

上述の各種措置を通じて、外国人材の工作許可証取得を支援している。

四、データセキュリティの関連法規について

<背景・課題>

「工業・情報化分野のデータセキュリティ管理弁法（試行）」（工業・情報化部が制定、2023年1月1日より施行）によると、「工業・情報化分野のデータ」には、工業データ、通信データ、無線データなどが含まれる。データの改ざん、破壊、漏洩、または違法な取得・利用により、国家安全保障、公共の利益、個人や組織の合法的権益に与える被害の程度に応じて、「工業・情報化分野のデータ」は一般データ、重要データ、核心データの3つのレベルに分類される。

工業・情報化分野のデータ処理者は、自社の重要データおよび核心データの目録を所在地の業界監督管理部門に届け出る必要がある。届け出る内容には、データの出所、カテゴリー、レベル、規模、媒体、処理目的と方法、使用範囲、責任主体、外部との共有、越境伝送、セキュリティ保護措置などの基本情報が含まれるが、データ内容自体は含まない。

中華人民共和国国内で収集・生成された重要データおよび核心データについて、法律や行政法規で国内保存が義務付けられている場合は、国内に保存しなければならない。ただし、確実に海外提供が必要な場合は、法規に基づきデータ越境セキュリティ評価を実施する必要がある。

<要望・質問>

1. 深セン市の企業が「工業・情報化分野のデータ」（例：研究開発設計過程で生成・収集されたデータ）を処理しているが、そのデータが一般データ、重要データ、核心データのいずれに該当するか判断が難しい場合、深セン市どの政府部門に確認すべきか？
2. 企業は重要データおよび核心データの目録の届出手続きをどのように行うべきか？
3. 企業がデータ越境セキュリティ評価を実施する必要がある場合、どの政府部門に申請すべきか？手続きの流れはどうなっているか？必要な書類は何か？

<参考用回答文>

<深セン工業情報化局からの回答> :

1. への回答

関係機関において、三つの標準文書が既に公布されており、企業は《工業分野における重要データ識別ガイドライン》《工業分野データセキュリティリスク評価規範》《工業企業データセキュリティー保護要求》等の関連文書（添付資料1-3参照）を参考に、工業分野におけるデータの分類、等級付け及びセキュリティ保護業務を実施することを推奨する。

2. への回答

《工業分野における重要データ識別ガイドライン》に基づき、重要データ目録の届出手順は以下の通りである。工業分野のデータ処理者は、深セン市工業情報化局に対して重要データ目録を提出する必要がある。同局は所定の手順に従い工業情報化部に報告する。工業情報

化部の専門家による審査を経て、重要データ目録が承認された場合には工業情報化部に登録される。これにより、企業は要求に基づき重要データ保護を実施する。

深セン

<中共深セン市委員会ネットワーク安全・情報化委員会事務室からの回答> :

3. への回答

『データ越境流動の促進及び規範化に関する規定』第7条に基づき、データ越境セキュリティ評価を実施する必要がある企業は、所在地の省級インターネット情報部門を経由して、国のインターネット情報部門に対しデータ越境セキュリティ評価を申請しなければならない。2025年6月27日付国家インターネット情報弁公室が公表した『データ越境安全評価申請ガイドライン（第三版）』により、データ処理者はオンライン方式による申請が可能である。『データ越境申請システム』（URL: <https://sjcj.cac.gov.cn>）に直接アクセスするか、または中国網信網（<https://www.cac.gov.cn>）トップページの『全国インターネット情報行政サービスプラットフォーム』（全国網信政務弁事大庁）より『データ越境申請システム』にアクセスしていただきたい。申請に必要な資料は、『データ越境安全評価申請ガイドライン（第三版）』添付資料1を参照のこと。

五、未登録の海外 AI ツールの利用について

<背景・課題>

日系現地法人の日本人従業員達は日本本社のシステムまたは本社より提供する人工知能ソフトウェア（ChatGPT 類似 AI ツール等）を利用する増えている。

<要望・質問>

海外 AI ツールを国内に登録されていない場合、少人数・狭い範囲での利用としても、『ネットワーク安全法』および『データ安全法』に基づく違反行為に該当するか？違反使用の状況が存在する場合、使用者にどうな責任を追及される可能性があるか？

<参考用回答文>

<中共深セン市委員会ネットワーク安全・情報化委員会事務室からの回答>：

インターネット情報部門の業務所轄に基づき、国のインターネット情報部門が公布した人工知能関連法規（『生成型人工知能サービス管理暫定弁法』『インターネット情報サービス深度合成管理規定』『インターネット情報サービスアルゴリズム推薦管理規定』等を含むがこれらに限らない）は、いずれも人工知能サービス提供者に対する要求を規定したものであり、現時点ではサービス利用者に対する直接的な規制は含まれていない。ただし、未登録の海外 AI サービスツールを利用する過程において、データの国外への越境による違反が構成される可能性があるため、明確なコンプライアンス上の懸念が存在する。『サイバーセキュリティ法』及び『データセキュリティ法』等の法規に基づき、重要データを国外に送信する場合、または一定規模以上の個人情報を送信する場合、セキュリティ評価の受審、保護認証の取得、標準契約の締結等の法定手続きを経る必要がある。『データ越境流動の促進及び規範化に関する規定』第 3 条は「国際貿易、越境送信、学術協力、多国籍生産製造及びマーケティング等の活動において収集・生成された（個人情報もしくは重要データを含まない）データを国外に提供する場合は、データ越境セキュリティ評価の申告、個人情報越境標準契約の締結、個人情報保護認証の取得を免除する」と規定している。以上を踏まえ、企業に対し、国のインターネット情報弁公室が公開した登録済の中国産生成人工知能サービスを優先的に利用することを推奨する。

六、原産地規則について

<背景・課題>

関連する原産地規則の理解と掌握が不十分であるため、一部の日系企業の輸出貨物が相手国で優遇措置を受けることに影響を及ぼしている。中国はすでに ASEAN、RCEP など複数の自由貿易協定を締結しており、中国と双方向または多角的な互恵関係を結ぶ国々はますます増えている。しかし、協定ごとの優遇原産地規則は異なり、一部には地域累積規則などが存在するため、政策に関する研修と指導が必要とされる。

<要望・質問>

1. 優遇原産地規則や地域累積規則に相关する内容を、どのような方法またはルートで、体系的に検索できるか？
2. 関連するホットラインの設置が望まれる。

<参考用回答文>

<深セン市税関からの回答> :

1. への回答

優遇原産地証明書に関する照会方法は、2通りある。第一に、「中国税関 優遇原産地サービスプラットフォーム」(<https://www.singlewindow.cn/>) を利用する方法である。同プラットフォームは「シングルウインドウ」ポータルサイトのホームページにある「特色专区」欄に設置されており、その中には協定税率及び原産地規則を照会できる二つのモジュールに加え、原産地に関する政策・法規を検索できる機能も備わっている。第二に、「中国自由貿易区サービスポータルサイト」を利用する方法である。各自由貿易協定の条文は、中国自由貿易区サービスポータルサイト内の「協定特集」欄において確認可能である (<https://fta.mofcom.gov.cn/>)。内容は、優遇原産地規則や地域累積規則等の具体的条項を含む。

2. への回答

優遇自由貿易協定に関する詳細な照会については、下記問い合わせ先までご連絡ください：TEL: 86-0755-84398349。

七、レアアースの輸出規制措置について

<背景・課題>

レアアースの輸出規制が日系企業に影響を与えている。磁石を含む部品は手続き時間の延長により中国に入ることができず、既に輸出許可を取得した製品も深セン港での輸出が滞り、高額な保管料を請求されている。

<要望・質問>

1. 商務部門が輸出許可手続きの処理を加速してほしい。
2. 税関が既に許可を受けた製品の輸出手続きを速やかに処理するよう望む。
3. 指定された第三者機関によるレアアース成分の公平な検査の適正な管理を求める。

<参考用回答文>

<深セン市商務局からの回答> :

1. への回答

現在、深セン市内のレアアース輸出規制製品を扱うその他企業からも、認可までの期間が比較的長いという声が寄せられている。我々は既にこれら企業の関連の要望を商務部産業安全管理局に報告しており、同局もこれを受理している。現在、申請件数が膨大な企業を対象に、審査プロセスの最適化方法について検討中であり、近いうちに効率化への道筋が示されると確信している。

3. への回答

現時点において、商務部門はレアアース類成分検査機関に対し明確な要求を設けておらず、権威ある機関であり且つ税関が認可する機関であれば、いずれも利用可能である。規制品目リストは商務部と税関総署が共同で発表したものであり、その基準は統一されている。

<深セン市税関からの回答> :

2. への回答

『軍民両用の物品技術輸出許可証』の審査が完了している貨物については、貨物と許可証の内容が一致していることが確認された場合、税関は通常の手続きに従って通関手続を行う。

八、深セン宝安空港の出入国審査について

<背景・課題>

深セン宝安空港における、税関検査が大変混雑している。他都市の空港と異なり全員 X-ray を通す必要があるが、機械が 1 台しかなく、大行列になっている。

<要望・質問>

機械の追加導入或いは検査の簡素化を検討してほしい。

<参考用回答文>

<深セン市人民政府口岸弁公室からの回答> :

深セン空港の通関効率に対するご关心を賜り、厚く御礼申し上げる。ご指摘の第 3 ターミナル(T3)国際便到着ゲートにおける待機列の問題については、重く受け止めているところである。深セン宝安国際空港第 3 ターミナルは 2013 年に供用開始したが、現在その通関量は設計当時のピーク値（600 万）に近づいてきている。2024 年に深セン空港の国際区域で処理した通関客数は 550 万人であった。今年 2025 年には、この数値が 2013 年に設計された時の通関処理能力の想定値に達するか、あるいはそれを上回ると見込まれている。初期設計上の制約により、国際到着ロビーには検査用レーンが 2 つしか設置されておらず、全ての旅客は預け荷物を受け取った後、すべての手荷物を X 線検査機まで搬送して検査を受ける必要があるため、ピーク時には混雑が生じやすい状況にある。

この課題を解決するため、我々は口岸検査機関及び空港グループと連携し、利便性向上に向けた複数の対策を講じている。第一に、24 時間のトランジットビザ免除政策を実施し、乗り継ぎプロセスを最適化。第二に、西ウイング廊下の国際線エリア拡張改修工事を完了し、検査待機スペースを拡大。第三に、事前機械検査のスマート化改修プロジェクトを全力で推進している。本プロジェクトは 6 月にフィジビリティ審査を通過し、年末着工、2026 年度上半期の稼働を計画している。4 セットの事前機械検査システム、4 セットのスマートラバリング機、120 台の手荷物紐付端末などの設備を導入することにより、預け入れ荷物については仕分けエリアにおけるバックヤードでの事前検査を完了させ、機内持ち込み手荷物についてはスマートゲートと連携させる。これにより、通常旅客は預け入れ荷物を受け取った後、直接通関が可能となり「無感通關（意識することなく通關）」を実現する。旅客一人あたりの検査時間は 90 秒から 20 秒に短縮される見込みである。

長期的な視点に立ち、空港の容量不足を根本的に解決するためには、我々は関連機関と協力し、第 2 ターミナル(T2)ビル建設を推進中である。空港の容量不足を解決するための増容・効率化プロジェクトである T2 ターミナルは、2028 年末の完成・供用を予定しており、総投資額は約 200 億元（人民元）を見込む。第 2 ターミナルビルの完成及び供用開始は、深

セン空港の処理能力を根本的に向上させ、国際航空ハブの構築にとって極めて重要な意義を持つものである。我々は今後も出入通関サービスの継続的な改善に努めてまいり所存であり、ご理解とご支援に感謝申し上げたい。**九、VOC 規制及び環境対応政策について**

＜背景・課題＞

VOC 規制、深セン地区は中国全土で比較しても要求基準が先進的だと感じている。深セン地区が先陣を切ってこの問題に取り組むべきであることは十分理解している。

＜要望・質問＞

1. 今後もこの方針は継続する計画か教えていただきたい。
2. VOC 規制以外にも環境対応として基準レベルの強化等を検討されている項目があれば可能な範囲で教えていただきたい。

＜参考用回答文＞

＜深セン市生態環境局からの回答＞：

1. への回答

将来においても、この政策は継続されるものである。揮発性有機化合物（VOCs）は、微小粒子状物質（PM2.5）やオゾン（O₃）を生成する重要な前駆体であり、気候変動にも影響を及ぼす。さらに、一部の VOCs は人体に直接的な健康被害を引き起こすものである。現在、深セン市の大気質は国内の超大都市においてはトップレベルにあるが、東京やニューヨークといった国際的先進都市と比較すると、依然として大きな隔たりがある。『深セン市が率先して美しい中国モデルを築くための計画綱要（2020-2035 年）』において提唱されている「2035 年までに大気環境品質を国際一流レベルに到達させる」という目標を達成するには、依然として長い道のりが残されている。したがって、より高い基準、より厳しい要求、より実践的な施策をもって、大気汚染防止対策を全力で推進しなければならない。

2. への回答

現在、深セン市が既に発表している基準は、主に製品中の VOCs 含有量の上限値に関する基準である。業種別の排出規制については、主に広東省『固定発生源の揮発性有機化合物総合排出基準』(DB44/2367—2022) を施行しており、そこでは非メタン炭化水素 (NMHC) の排出上限値は 80 mg/m³ と規定されている。わが国の他の省市（北京、上海など）や日本で規定されている非メタン炭化水素の排出上限値と比較すると、広東省の当該基準で定められた排出上限値は比較的緩やかであると言える。先進的な基準に準拠し、基準の高度化を通じて質の高い経済発達を支援するため、当局では現在、社会経済の発展レベルに見合った大気汚染物質総合排出基準の策定を研究している。これにより、強化粒子状物質、窒素酸化物（NO_x）、VOCs、及びその他の有害物質に対する排出規制強化を進める方針である。基準策定過程においては、企業、業界団体などの関係者から広く意見を聴取し、基準の科学性妥当性と実現可能性を確保するとともに、合理的な移行期間の設定、汚染削減に対する奨励・

補助金、買い替え支援などの措置を通じて、環境保護対策アップグレードを円滑に推進していく。

十、海外からの国内再投資に関する税制優遇措置

＜背景・課題＞

海外からの国内再投資に関する税制優遇措置について、財政部 稅務総局 商務部公告 2025年第2号通達（「2号公告」）は、海外投資家が中国国内の居住企業から得た利益を中国に再投資する際に、さらなる税制上の優遇措置を提供するものである。2号公告に関しては、以下のような疑問点があるので指導してほしい。

＜要望・質問＞

1. 本制度の適用にあたり、再投資に関連する複数の時点が存在するため、投資協定の締結日、商務部への情報提供日、工商局への登録日、および「利潤再投資状況表」の作成日など、複数の日付が該当する。これらの日付のうち、再投資の基準日としてどの日付を採用すべきかについて明確性が欠如しており、税務当局においては、さらなるガイドラインの提供が強く求められる。

2. 海外投資家が同時に複数の中国国内企業に投資を行う場合、他の中国国内子会社から得た配当金やロイヤルティ収入についても当該優遇措置の適用が可能であるか否かが問われる。例えば、以下の例として、香港法人がB社から得た配当金をC社の新規設立に充当し、その結果としてC社への投資額の10%に相当する税額控除を取得する。このような場合、当該控除額をA社から得た配当金やロイヤルティに係る源泉所得税の控除に充当することが可能であるのかどうかが問われる。

＜参考用回答文＞

＜国家税務総局深セン税務局からの回答＞：

1. への回答

海外からの国内再投資に関する2号公告が公布された後、国家税務総局は、同公告で定められた政策の執行に関し『国家税務総局による国外投資者の配当利潤を直接投資に充てる場合の税額控除政策に関する事項の公告』（国家税務総局公告 2025年第18号）を公布していた。当該18号公告の第2条に基づき、国外投資者は、商務主管部門が発行する『利益再投資状況表』に記載された再投資時期の属する月をもって、当該再投資の保有期間の計算を開始すべきである。

2. への回答

『財務部・税務総局・商務部による国外投資者の配当利潤を直接投資に充てる場合の税額控除政策に関する公告』（財務部・税務総局・商務部公告 2025年第2号）第3条に基づき、国外投資者が控除可能な税額は、当該国外投資者が利潤分配企業より利益分配再投資の日以降に取得する企業所得税法第3条第3項に規定する配当、利子、特許料等の所得に対して納付すべき企業所得税を指す。したがって、本件事例において控除可能な税額は、国外投資者が利益分配企業であるB社から取得する所得にのみ適用される。

十一、第三者機関による給与支払代行費用の税務上取り扱い

<背景・課題>

一部の中国における日系企業では、人事管理コストの最適化を目的として、FESCO や中智などの資格を持つ第三者機関に従業員の給与支払いおよび個人所得税・社会保険料の代行納付を委託している。一方で、従業員は依然として企業と直接労働契約を締結しており、企業の管理下にあり、従業員就業規則も遵守している。一部の税務当局では、「実際に資金を支払っているのは企業自身ではない」という理由から、このような第三者機関を経由して支払われる給与を給与賃金としてではなく、労務費として取り扱うという見解が示されている。

<要望・質問>

このような状況において、従業員の労働関係、業務指揮権、業績評価の権限がすべて企業に属しているという前提の下で、給与の支払いおよび個人所得税の源泉徴収を第三者機関に委託しているに過ぎない場合、それが税法上の「給与賃金」として認められる可能性があるか。また、税務局が実質的な観点から給与賃金としての評価を行うことが可能かどうか、例えば企業が以下の証拠を提出して給与の実質性を証明できるかどうかについても併せて指導してほしい：1)企業と従業員との間で締結された労働契約書および業績評価の記録、2)企業と第三者機関との間で締結された給与支払い代行契約書、3) 第三者機関が提供した個人所得税所得税および社会保険料の納付証明書および具体的な支払記録（銀行振込明細等）。

<参考用回答文>

<国家税務総局深セン税務局からの回答>：

『国家税務総局による企業の給与賃金及び従業員福利費などの支出の税前控除に関する問題の公告』（国家税務総局公告 2015 年第 34 号）第三条の規定に基づき、企業が外部からの労務派遣により実際に発生した費用は、以下の二種類のケースに分けて規定により税前控除される：1) 協議（契約）の定めに従い労務派遣会社に直接支払う費用は労務費支出として計上すべきである。2) 従業員個人に直接支払う費用は給与賃金支出及び従業員福利厚生費支出として計上すべきである。このうち給与賃金支出に属する費用は、企業の給与賃金総額の基数に算入することが認められ、その他各種関連費用の控除額の計算根拠となる。労務派遣費か給与賃金か判断は主に支払先を依拠とする。本件において、企業が実質に基づき支出を給与賃金か労務費かの判断を希望する場合には、企業の提供する資料に基づき具体的に判断することとなる。

従い、具体的な判断を仰ぐ場合には、日系企業は、所管税務局に照会の上、判断を求める必要がある。提出書類や最終的な判断が異なる可能性があるため、実際の手続きにあたっては、改めて所管の税務局に確認することを要する。

十二、日中交流プラットフォームの構築について

<背景・課題>

一部の日系企業は中国企業への販路拡大や技術移転のニーズを抱えているが、ニーズのある中国企業との出会いの機会が得にくい状況である。

<要望・質問>

政府部門には、外資系企業と中国の国有企業及び大手企業の調達部門・技術部門の関係役員同士を結ぶ対話プラットフォームを構築し、交流・連携の機会を作っていただきたい。

<参考用回答文>

<深セン市投資促進局からの回答> :

对外開放は中国の国是である。中国市场は一貫して外資に対する高度な開放を維持しており、あらゆる市場主体に対して公平な競争環境を提供している。日系企業が中国市场の特徴と発展のリズムに積極的に適応することは、双方の協力深化により一層有利であると言える。深セン市投資促進局及び深セン市商務局は、橋渡し役としての機能を積極的に發揮し、日系企業をはじめとする外資系企業と国内優秀企業とのマッチングプラットフォーム構築に努めていく。当局は毎年多数の経済貿易交流活動を開催しており、今後とも当局が主催する関連経済貿易交流イベントに、民間企業、国有資産企業、外資企業など多様な企業の参加を歓迎する。我々は各種経済貿易活動を通じて、より多くの協力プラットフォームを構築し、企業間のビジネスチャンス発掘と相互利益に対し支援していく所存である。

貴島善子総領事による追加質問

1、一の養老保険料の納付基数についての公式見解に感謝いたします、できれば要望したいのですが、深セン市人民代表大会常務委員会事務局による公式見解を示している文章、またはホームページのページを教えていただければ幸いです。紙があるほうが、労働者と交渉しやすいです。

(深セン市政府サイト：<https://www.sz.gov.cn/hdjlpt/detail?pid=3148533>)

2、三の外国高度人材の外国人居留証の有効期限についてですが、これは特区である深セン市であっても、国が決めたことは変更できないということでしょうか？それとも、特区なので可能ではあるが、本点については深セン市としては変更する考えはないということでしょうか？日本の企業の深センに対する関心は、今ますますイノベーション関連に集中しています。なのでこの点は、日本企業が、特にこれから新しく来る日本企業や、イノベーションを考えている日本企業が、深センを選ぶか、選べないかという判断に影響する可能性があるので、確認をしたいところです。

3、五のデータの国外越境を目的としてない人工知能の利用ですが、我々側の要望としては、排除しないで頂きたいと思います。深センの企業がますますグローバルを目指して海外に進出しているとき、日本に来られるのであれば、深センの中国企業が日本で、その社内のために使うシステムについて、日本は、それが中国のソフトウェアであっても、アメリカのソフトウェアであっても、どこのものであっても、排除はしていません。この問題はデータの国外越境という、いわゆる犯罪に係るものとは違います。どんな企業もこれからグローバル化するならば、自分の会社にとってもっとも最適なものを、社員が共通で使いたいはずです。この点は自由貿易に反する考え方だと思いますので、分けて考えていただきたいと思います。

4、七の三、レアアースの検査機関の問題ですが、日本側から提示したいのは、規準についてではありません、この分野は極めて高度に科学技術の検査方法論に関する問題であり、できれば、これはあまりにも特別な難しい内容なので、是非深センの税関の検査部門の方々に、プロの人たちから説明する機会を頂きたいと思います。

5、十一の第三者機関による給与支払い代行に関してですが、是非税務当局におかれましては、日本企業が、これは単に給与の代行であると、そしてその証拠の書類を示して給与目的のこの支払の代行であることを証明する限り、それに耳を傾け、各地の税務署によって違う判断をしないで頂きたいと思います。

6、これはお願いです、最後の十二ですが、マッチングのための交流の機会の設定は、有料でしょうか？無料でしょうか？ぜひ、場所代だけでもいいので、無料の場所をご提供いただき、そしてマッチングは、我々にとって“双赢”ですので、そういう機会を深セン政府にお願いしたいです。